

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市みどりの基本計画の改定について

意見募集期間

令和7年（2025年）

10月10日（金）～10月31日（金）

お問い合わせ先：建設部自然環境・河川課

電話 046-822-8331（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

平成 28 年 3 月に策定した「横須賀市みどりの基本計画」が、令和 7 年度に目標年度を迎えたため、計画を改定します。

この改定は、課題や社会情勢の変化への対応、推進施策の実効性の向上等を目的に行いました。

この度、「横須賀市みどりの基本計画（案）」（以下、計画）を策定しましたので、パブリック・コメント手続により、皆様のご意見を伺います。

1 計画の概要

（１）みどりの基本計画とは

「横須賀市みどりの基本計画」は、みどりの基本条例（平成 23 年 4 月施行）第 9 条及び都市緑地法第 4 条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」のことです。

（２）計画改定後の目標年度

令和 11 年度

※みどりの基本計画は、総合計画等に則した分野別計画であるため、改定時期については、総合計画等の関連計画の改定スケジュールと調整を図りながら検討します。

（３）計画の位置づけ

本計画は、みどりの基本条例第 9 条及び都市緑地法第 4 条に基づく計画であるとともに、生物多様性基本法第 13 条に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）としても位置付けています。

※現行計画書については、市ホームページでご確認ください。

市 HP: <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5555/kaitei/kaitei.html>

横須賀市みどりの基本計画

検索

意見の提出方法

1 提出期間 令和7年（2025年）10月10日（金）から10月31日（金）まで

2 宛 先 建設部自然環境・河川課

3 提出方法

（1）書式は特に定めていませんが、案件名を明記の上、日本語で記述してください。

（2）住所および氏名を明記してください。なお、市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・市内在勤の場合 勤務先名・所在地
- ・市内在学の場合 学校名・所在地
- ・本市に納税義務のある場合 納税義務があることを証する事項
- ・本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合
利害関係があることを証する事項

（3）次のいずれかの方法により提出してください。

- ・直接持ち込み 建設部自然環境・河川課
(横須賀市役所2号館6階11番窓口)
市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
各行政センター
- ・郵 送 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所
建設部自然環境・河川課（みどり政策担当）
- ・ファクシミリ 046-821-1523
- ・電子メール ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。